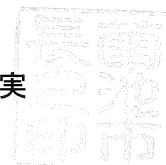


菊池市公告第 27 号

菊池市不用物品の売払いについて、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び菊池市会計規則（平成 17 年規則第 50 号）第 63 条の規定により公告する。

令和 8 年 2 月 20 日

菊池市長 江 頭 実



記

1 条件付き一般競争入札に付する事項

可搬消防ポンプ売払い

詳細は「菊池市不用物品売払い条件付き一般競争入札実施要領」のとおり

2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は申し込みをすることができない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 各項に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び第 6 号に該当する者
- (3) 菊池市契約等における暴力団等排除措置に関する条例（平成 22 年条例第 2 号）第 2 条第 4 号及び第 5 号に該当する者並びに第 6 号に該当する不当介入を行った者
- (4) 市税等を滞納している者
- (5) 菊池市職員
- (6) 菊池市外に住所を有するもの

3 契約条項を示す場所

- (1) 菊池市役所 総務部 防災交通課
- (2) 菊池市ホームページ

4 受付方法

入札参加を希望する者は、令和 8 年 3 月 9 日（月）15 時までに菊池市不用物品売払い条件付き一般競争入札実施要領 4 に掲げる書類を菊池市役所防災交通課へ提出すること。

5 入札（開札）日

入札は、入札参加資格を認められた者が、次に示す場所に入札書を持参するものとする。

令和8年3月18日（水） 14時
菊池市役所本庁舎2階203会議室

6 入札保証金に関する事項

菊池市競争契約入札心得第3条による

7 無効入札に関する事項

菊池市競争契約入札心得第8条による

8 落札者が契約書の作成を申し出ることができる期限

菊池市競争契約入札心得第13条による

9 その他必要な事項

菊池市不用物品売払い条件付き一般競争入札実施要領による